

# 全国市議会議長会基地協議会規約

(名称)

第 1 条 この会は、全国市議会議長会基地協議会という。

(組織)

第 2 条 この会は、日米安全保障条約第 6 条に基く米軍諸施設並びに陸海空自衛隊及び旧軍港等の施設に関係する全国各市議会議長をもって組織する。

2 この会に、北海道、東北、北信越、関東、東海、近畿、中国・四国及び九州の 8 つの部会を設け、部会に関し必要な事項は当該部会が定める。

(目的)

第 3 条 この会は、基地関係都市共通問題の調査、研究並びにその具体的解決方策を強力に推進することを目的とする。

(事務局)

第 4 条 この会の事務局は、全国市議会議長会事務局内に置く。

(事業)

第 5 条 この会は、基地の全国的共通事項として次の事業を行う。

- (1) 基地施設が所在することによる税収欠陥、特殊財政需要等に関する対策
- (2) 基地が周辺に所在することによる周辺整備対策
- (3) その他本会の目的達成に必要な事項

2 この会は、前項に掲げる事業のほか、基地の返還都市に共通する財産処理の対策に関する事業を行う。

(役員)

第 6 条 この会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	1 6 名
監 事	4 名
理 事	若干名

- 2 役員は、総会において互選する。
- 3 役員を選考基準は、別に定める。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再選を妨げない。

- 2 役員は、その任期が満了したときにおいても後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとする。
- 3 役員任期中に役員が議長職務を離れたときは、後任の議長がその残任期間についてその職務にあたるものとする。

(役員職務)

第 8 条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長は、必要に応じ会長職務代理者を指名することができる。
- 3 会長は、第 6 条第 1 項に定める理事のほか、会員の中から理事若干名を指名することができる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序によりその職務を行う。
- 5 理事は、施策及び運営に関する職務を掌理する。
- 6 監事は、会計の監査にあたるほか、会議に出席して意見を述べることができる。

(相談役)

第 9 条 会長は、必要に応じ相談役を委嘱することができる。

- 2 相談役は、会議に出席して意見を述べることができる。

(町村会員)

第 10 条 この会に町村会員を置くことができる。

- 2 町村会員は、基地関係町村議長をもってあてる。
- 3 町村会員の中から副会長に準ずる者 4 名、監事に準ずる者 1 名、理事に準ずる者若干名を総会において互選する。
- 4 会長は、前項の理事に準ずる者のほか、町村会員の中から理事に準ずる者

若干名を指名することができる。

5 第3項の選考基準は、別に定める。

(会議)

第11条 会議は、総会、理事会、正副会長・監事・相談役会及び基地関係国会議員との情報連絡会とし、会長が招集し、会議の議長は会長があたる。

2 会議は、会員及び町村会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。また、議長欠席のときは、その代理者が出席できる。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は毎年1回開催する。

3 臨時総会は、会長において必要があると認めたとき、正副会長・監事・相談役会の議決を経て招集する。

(総会の権限)

第13条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 重要な施策及び運営に関する事項
- (2) 国会、政府等に提出する意見または要望に関する事項
- (3) 予算及び決算の認定
- (4) その他会長において特に必要と認めた事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事並びに相談役で組織し、次に掲げる事項を掌理する。

- (1) 施策及び運営に関する事項
- (2) 意見または要望に関する事項
- (3) 決算に関する事項
- (4) その他会長において特に必要と認めた事項

(正副会長・監事・相談役会)

第 15 条 正副会長・監事・相談役会は、会長、副会長、監事及び相談役で組織し、次に掲げる事項を掌理する。

- (1) 施策及び運営などの企画立案に関する事項
- (2) 総会及び理事会に関する事項
- (3) 総会及び理事会における議決事項の実現促進に関する事項
- (4) その他会長において特に必要と認めた事項

(基地関係国会議員との情報連絡会)

第 16 条 基地関係国会議員との情報連絡会は、会長、副会長、監事及び相談役で組織し、次に掲げる事項を掌理する。

- (1) 総会及び理事会における議決事項の実現促進に向けた基地関係国会議員との情報交換に関する事項
- (2) その他会長において特に必要と認めた事項

(経費)

第 17 条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってあて、会費は毎年度会員及び町村会員より徴収する。

- 2 会費の負担基準は、総会において定める。
- 3 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(基地返還財産処理対策委員会の設置)

第 18 条 第5条第2項に掲げる事業を行うため、会長の所管のもとに基地返還財産処理対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、政府において基地の返還を計画し、または返還を決定した基地施設が行政区域内に所在する市町村の会員及び町村会員をもって構成する。
- 3 委員会の会計は、第17条の本会計とは別会計とし、委員会の経費は委員会の会費及びその他の収入をもってあてる。
- 4 委員会の会費の負担基準は委員会において定め、委員会の会費は毎年度委

員会の構成員から徴収する。

5 委員会の役員構成、運営方法等は、委員会において定める。

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、昭和 31 年 10 月 6 日から実施する。

附 則

この規約の一部改正は、昭和 34 年 2 月 19 日から実施する。

附 則

この規約の一部改正は、昭和 34 年 11 月 13 日から実施する。

附 則

この規約の一部改正は、昭和 36 年 10 月 19 日から実施する。

附 則

この規約の一部改正は、昭和 39 年 5 月 22 日から実施する。

附 則

この規約の一部改正は、昭和 40 年 7 月 6 日から実施する。

附 則

この規約の一部改正は、昭和 41 年 5 月 28 日から実施する。

附 則

この規約の一部改正は、昭和 43 年 5 月 31 日から実施する。

附 則

この規約の一部改正は、昭和 47 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この規約の一部改正は、昭和 49 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この規約の一部改正は、昭和51年7月8日から実施する。

附 則

この規約の一部改正は、昭和53年7月11日から実施する。

附 則

この規約の一部改正は、昭和57年2月4日から実施する。

附 則

この規約の一部改正は、平成6年2月9日から実施する。

附 則

この規約の一部改正は、平成12年2月3日から実施する。

附 則

この規約の一部改正は、平成14年2月7日から実施する。

附 則

この規約の全部改正は、平成16年2月6日から実施する。

附 則

この規約の一部改正は、平成24年2月1日から実施する。

附 則

この規約の一部改正は、平成27年2月3日から実施する。

附 則

この規約の一部改正は、平成28年2月4日から実施する。